

受託事業者がその業務の実施にあたり第三者に損害を与えた場合の 損害賠償責任等について

—最高裁 平成 19 年 1 月 25 日判決を踏まえた考え方の整理—

1. 最高裁 平成 19 年 1 月 25 日判決（以下「判決」という。）について

(1) 判決のポイント

児童福祉法に基づく県の措置によって社会福祉法人が設置運営する児童養護施設に入所した児童が、他の入所児童からの暴行により傷害を負った事案について、判決は、下記のとおり判示した。

- ① 施設の職員等による養育監護行為は、国家賠償法上の公権力の行使に当たる公務員の職務行為と解するのが相当。
- ② 国家賠償法 1 条 1 項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与えた場合には、国又は公共団体がその被害者に対して賠償の責めに任ずることとし、公務員個人は民事上の損害賠償責任を負わないこととしたものと解される。
- ③ ②の趣旨からすれば、国又は公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を加えた場合であっても、当該被用者の行為が国又は公共団体の公権力の行使に当たるとして国又は公共団体が被害者に対して国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任を負う場合には、被用者個人が民法 709 条に基づく損害賠償責任を負わないのみならず、使用者も同法 715 条に基づく損害賠償責任を負わないと解するのが相当。

(2) 判決を踏まえた考え方は別紙のとおりになると思われる。

(注) 下線太字は判決が明らかにした部分。

	損害を受けた第三者への損害賠償責任の有無			④国と受託事業者との求償関係
	①国	②業務従事者	③受託事業者	
○受託事業者で受託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の故意又は過失により、第三者に損害が発生				
1. 委託した業務が、国家賠償法上の「公権力の行使」に該当する場合	国家賠償法1条1項により、賠償責任を負う	<u>国家賠償法1条1項により国が責任を負う場合には、民法709条による賠償責任を負わない(判決)</u>	i) <u>国家賠償法1条1項により国が責任を負う場合には、民法715条による賠償責任を負わない(判決)</u> ii) 国家賠償法3条1項の規定により、賠償責任を負うとの解釈も可能か	i) 国が賠償責任を履行した場合、受託事業者に対し、自ら賠償の責めに任ずべき部分を除き、債務不履行(民法415条)に基づき損害賠償を請求することが可能 ii) 左記③ii)を前提とする場合には、国家賠償法3条2項による求償も可能(ただしi)を前提とすれば、議論実益は小さいか)
2. 委託した業務が、国家賠償法上の「公権力の行使」に該当しない場合	民法715条により、賠償責任を負う	民法709条により、賠償責任を負う	民法715条(被用者)、44条等(法人の代表者)により、賠償責任を負う	i) 国が賠償を行った場合、受託事業者に対し、自らの責めに任ずべき部分を除き、民法415条(債務不履行)、又は不真正連帯債務者間の内部求償関係により、損害賠償請求を行うことが可能 ii) 受託事業者が賠償を行った場合、国に対し、自らの責めに任ずべき部分を除き、不真正連帯債務者間の内部求償関係により、求償を行うことが可能

2. 「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針」（以下「指針」という。）の修正について

(1) 判決と指針 12. との関係

判決は、都道府県から「公権力の行使」に関する事務について委託を受けた民間事業者の不法行為責任（民法 715 条）の存否につき判示したが、両者の内部関係における責任分担については何も触れておらず、国と公共サービス実施民間事業者との内部関係における責任分担について定めた指針 12. と、直接抵触するものではない。

ただし、指針 12. の条項①は、内部関係における責任分担を定めているにもかかわらず、これにより公共サービス実施民間事業者が第三者に対し直接損害賠償責任を負うことまでを定めたような規定振りであり、判決と抵触するとの誤解を生じかねない。

本項においては、公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合について、

- ① 当該公共サービス実施民間事業者が当該第三者に対する賠償の責に任ずべきこと。
- ② 当該公共サービス実施民間事業者が民法第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責に帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができること。
- ③ 国が国家賠償法第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責に帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができること。

等を定めるものとする。

(2) このため、指針を下記のとおり修正してはどうか。

本項においては、公共サービス実施民間事業者~~（その者が法人である場合にあっては、その役員）~~又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合について、

~~① 当該公共サービス実施民間事業者が当該第三者に対する賠償の責に任ずべきこと。~~

③① 国が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができること。

② 当該公共サービス実施民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができること。

等を定めるものとする。

(注1) 「その者が法人である場合にあっては、その役員」の文言については、法人に関し、裁判例では、役員故意・過失をもって法人の故意・過失とみなす場合に加え、法人自体の故意・過失を認定するケースもあることを踏まえると、法人について役員故意・過失に限定しない方がよいと思われることから、削除してはどうか。

(注2) 修正前の条項①については、上記(1)のとおり誤解を与える規定ぶりであること、また、国と公共サービス実施民間事業者との具体的な責任分担は修正前の条項②及び③において定められており、あえて規定しなくてもよいことから、削除してはどうか。

(注3) 国家賠償法上の「公権力の行使」は非権力的作用を含む広い概念であり、公共サービスの実施において第三者に損害を与えるケースの大半が「公権力の行使」に関するものと考えられ、判決を踏まえると、修正前の条項②の適用されるケースはあまり多くないと考えられることから、修正前の条項②及び③の順序を入れ替えてはどうか。

(参照条文)

○ 国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）（抄）

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第3条 前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の営造物の設置若しくは管理に当る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の営造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する。

○ 民法（明治29年4月27日法律第89号）（抄）

(法人の不法行為能力等)

第44条 法人は、理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 法人の目的の範囲を超える行為によつて他人に損害を加えたときは、その行為に係る事項の決議に賛成した社員及び理事並びにその決議を履行した理事その他の代理人は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

(債務不履行による損害賠償)

第415条 債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないときは、債権者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によつて履行をすることができなくなったときも、同様とする。

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

(使用者等の責任)

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。

2 使用者に代わつて事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。